

令和4年度 第1回三重県新型コロナウイルス克服 生産性向上・業態転換支援補助金のご案内

公募期間

令和4年4月20日(水)～令和4年5月20日(金)

第2回目公募を令和4年7月初旬に行う予定です

※消印有効

令和3年度に実施した第1回～第3回の三重県新型コロナウイルス克服 生産性向上・業態転換支援補助金の採択事業者についても申請できます。

なお、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者を幅広く支援するため、当該補助金の採択を受けていない事業者や、新規に申請する事業者に対して加点措置を行います。

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等が、コロナ禍の現状のみならず「アフター・コロナ」を見据えたビジョンを持って生産性向上や業態転換の意欲的な経営向上に取り組むことを支援します。

2. 補助内容

《対象者》 三重県内に主たる事務所、又は事業所を有する中小企業等（三重県版経営向上計画の認定申請を行うことができる者）で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者。

《補助率》 補助対象経費の1/2以内

《補助限度額》 50万円(下限)～200万円(上限)

《補助対象期間》 交付決定日(令和4年6月中旬)～令和4年11月30日(水)

3. 補助対象となる事業

- (1) 生産性向上のためのDXの導入。
- (2) 省力化・作業効率化・生産能力の増強等により生産性向上を推進する取り組み。
- (3) 需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築。
- (4) 新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ。
- (5) 新たな需要が見込める既存商品のブランド力強化。
- (6) 新たな顧客層の掘り起こしにつなげるための取り組み。
- (7) サプライチェーンの強靱化のための部素材の内製化、製造工程の再構築。
- (8) 上記(1)～(7)以外の事業で、理事長が適当と認めるもの。

4. 補助対象となる経費

上記「3. 補助対象となる事業」に要する次の経費

①広報費 ②展示会等出展費 ③開発費 ④借料 ⑤機械装置等費 ⑥外注費 など

※詳しくは『公募案内』の2ページ「5 補助対象経費等」をご確認ください。

5. 申請書類

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
 - (2) 経営向上計画書（第1号様式の2）
 - (3) 支出計画書（第1号様式の3）
 - (4) 役員等に関する事項（第1号様式の4）
 - (5) 直近1期分の財務諸表等の写し
 - ・法人の場合は貸借対照表、損益計算書
 - ・個人で青色申告の場合は確定申告書（第一表・第二表）、貸借対照表、損益計算書
 - ・個人で白色申告の場合は確定申告書（第一表・第二表）、収支内訳書
 - (6) 法人の場合は履歴事項全部証明書の写し 個人の場合は住民票抄本の写し
- ※交付申請日から6カ月前以内に発行のもの

※申請書類については、三重県のホームページからダウンロードしてください。
※様式の送付を希望する場合は、下記「問合せ先」までご連絡ください。

6. 審査方法・基準・結果通知

審査は、対象者、対象事業、対象経費、申請書類等の要件審査に加え、事業内容について次の審査基準に基づき審査を実施し、採択・不採択を決定後、申請者全員に郵送にて審査結果を通知します。

審査基準

- ①必要性：新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に対応した生産性向上・業態転換の取り組みであるか。
- ②目的性：コロナ禍の現状のみならず、「アフター・コロナ」を見据えたビジョンを持って意欲的に経営の向上に取り組む事業計画であるか。
- ③実現可能性：事業計画は、具体的で実現可能性が高いものとなっているか。
- ④有効性：事業計画は、期待される効果が得られるものとなっているか。
- ⑤合理性：事業実施に必要なかつ適切な事業積算となっているか。

7. 本補助金交付の決定を受けた者の義務

本補助金の交付の決定を受けた者は、申請時に作成した経営向上計画書（第1号様式の2）に基づいて「三重県版経営向上計画（ステップ2）」を策定し、速やかに（遅くとも令和4年7月末までに）提出しなければなりません。

※詳しくは『公募案内』の6ページ「7補助事業者の義務」をご確認ください。

8. 申請書提出先・問合せ先

必ず郵送にて
ご提出ください

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地（三重県合同ビル5階）

公益財団法人 三重県産業支援センター 経営支援課

三重県新型コロナウイルス克服 生産性向上・業態転換支援補助金 係

電話：059-253-1281 / FAX：059-228-3800

※問合せは、土日・祝日を除く平日午前9時から午後5時まで。